　　　 平成30年4月16日

　　鳥取県商工労働部雇用人材局

（一財）鳥取県労働者福祉協議会に委託

１　労働･雇用相談支援事業（労働相談）

　中小企業労働相談所（愛称：「みなくる」）を県内３か所に設置し、労働者、経営者双方からの労働・雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行い、労働トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。

【事業内容】

　 ・労働相談の対応（窓口、電話、電子メール）

・がん拠点病院と連携し「がん患者労働相談ワンストップサポート」を実施（H25.10から）

・キャリア・コンサルティングの実施

・家内労働（内職）に係る照会に対する情報提供及び新規情報の収集

【相談所・人員の配置】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 住　　所 | 人員配置 |
| みなくる鳥取 | 鳥取市天神町30-5（鳥取県労働会館2階） | 管理運営ﾏﾈｰｼﾞｬｰ：1名  労働・雇用相談員：2名 |
| みなくる倉吉 | 倉吉市東昭和町286-2（中国労金倉吉支店2階） | 労働・雇用相談員：3名  ※うち2名は月2日勤務 |
| みなくる米子 | 米子市東町189-2（西部労働者福祉会館2階） | 労働・雇用相談員：2名 |

【開所日・時間】

・開 所 日　月曜日～金曜日（祝日、夏季8/14-15、年末年始を除く）

※みなくる鳥取及び米子については、交互に毎月第１土曜日も開所

・開所時間　９：００～１７：３０（平成30年度から変更）

　　　　　　　　※上記時間帯以外も、事前予約により相談できます。

【特徴】

・キャリア形成、社会保険、勤労者福祉、ハラスメント対策、メンタルヘルスケアなど、労働・雇用に付随する幅広い、かつ輻輳する相談にも対応している。

・県内３か所の窓口いずれも民間の施設内に設置されており、相談者にとって利用しやすい環境にある。

２　労働教育推進事業（労働セミナー）

労働関係法令の学習機会が減少している中、労働者・経営者双方を対象とした労働セミナーを開催し、基本的な労働関係法令等の学習機会を提供することにより、労働者・経営者間の紛争の予防を図る。

【事業内容】

・労働セミナーの開催（鳥取・倉吉・米子各地区　年間６回、29年度参加者：657名）

３　高校等への出前セミナー

相談員が講師となり、高校・短大・高専等で開催。29年度　延べ１０回、参加者400名

４　労務管理改善助言事業

1. 労務管理のアドバイス事業

【事業内容】

中小企業等を労務管理アドバイザーが訪問し、労務に関するアドバイスや相談を無料で実施した。

【実績】

平成２９年度実績　訪問企業数　延べ４２６企業（面談企業数　延べ４２６企業）

助言・指導内容：就業規則の変更や改定の助言、育児・介護休業、非正社員、各種助成金の紹介、労働時間、賃金・退職金、職場環境改善など

人事・労務管理に関する多岐にわたる項目

【効果】

労務管理の見直しや改善が進み、助成金を活用した改善を行う企業が出た。

【労務管理アドバイザーの配置】

東、中、西部に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーを６名配置し実施した。

〇当事業は平成30年度、県とっとり働き方改革支援センターが実施する。

1. 社内研修への講師派遣事業

　　　【事業内容】

「働きやすい職場環境づくり」に向けた社内研修会の講師を無料で派遣している。

講師はテーマに沿って選定：　社会保険労務士、産業カウンセラー等

【実績及び計画】

平成２９年度実績　実施件数　６５件

平成３０年度計画　実施件数　６０件

研修内容：メンタルヘルスケア、

ハラスメントとその防止策（セクハラ、パワハラ、マタハラ）

職場のコミュニケーション

ワーク・ライフ・バランス等の希望が多い

【効果】

社内の意識が変化すること等により、職場環境の見直しの一助になるなどの成果が出ている。